

## 介護給付費等の給付内容（居宅介護支援費）の再確認について（依頼）

### 1. 今回送付する帳票

- (1) 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表（事業所）（事業所確認用帳票）
- (2) 居宅介護支援請求における確認表（国保連合会向け回答用帳票）

### 2. 照会の内容について

国保連合会より送付した「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表（事業所）」において、「給付管理票情報」の項目に記載されているサービス事業所の支払決定が無い状況です。

### 3. 内容の確認について

- (1) 貴事業所における給付管理票の請求（提出）について、誤りが無いかどうかを確認してください。  
また、サービス事業所は正しく請求しているにもかかわらず、給付管理票におけるサービス事業所等の記載誤りをしていた場合においても、当帳票を送付しておりますので、確認してください。
- (2) 貴事業所における給付管理票の請求（提出）について、特に誤りが無い場合は、サービス事業所の請求が支払決定されておきませんので、該当のサービス事業所に確認してください。

※サービス事業所で支払決定されていない理由として主に考えられるもの

- ① サービス事業所の請求漏れによるもの
- ② サービス事業所は一度請求しているが、何らかの理由により返戻となり、その後再請求をしていないことによるもの
- ③ サービス事業所は一度請求し、支払決定もしたが、保険者に過誤申立を行うことにより請求明細書が取り下げられている状態であるもの

### 4. 内容確認後の対応について

確認した内容については、「居宅介護支援請求における確認表」（国保連合会向け回答用帳票）に必要事項を記入のうえ、郵送により、期限までに国保連合会まで回答（返送）して下さるよう、よろしくお願いいたします。